350万人のウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書

我が国にはＢ型・Ｃ型肝炎感染者・患者が 350 万人もおり、その大半は集団予防接種における針、筒の使い回しなどによる感染であり、国の責任による医原病とされている。

平成 20 年１月、一定の要件を満たす薬害Ｃ型肝炎被害者にのみ、裁判手続を経て、国が給付金を支払う薬害肝炎救済特別措置法が制定されたが、被害者の多くがカルテの保存義務の 5 年が過ぎて発症するため、救済特別措置法の対象から除外されており、手術記録、母子手帳等の書面などにより、広く救済する枠組みにしないと救済されないのが実態である。

こうした中、Ｂ型・Ｃ型肝炎感染は、国の責任であると明記し、肝炎患者の救済、肝炎対策を国の責務と定めた肝炎対策基本法が平成 21 年 12 月に制定されたが、その後発表された基本指針(案)では、全ての肝炎患者を救済する対策は具体化されなかった。

よって国におかれては、肝炎対策基本法を基に、患者救済に必要な法整備、予算化を進め、全患者に救済枠を広げるため、下記項目について強く要望する。

記

１．　肝炎対策基本法を基に、患者救済に必要な法整備、予算化を進め、全患者の救済策を実行すること。
２．　薬害肝炎救済特別措置法の延長と同時に、救済の枠組みを広げ、カルテ以外の記録、医師からの証明、患者や遺族の記憶、証言などを基に、特定血液製剤使用可能性のあるＣ型肝炎患者も救済すること。
３．　集団予防接種が原因とされる、全てのＢ型肝炎感染被害者の救済策を等しく講ずること。
４．　肝庇護薬、検査費用、通院費への助成を始め、肝炎治療費への支援、生活保障を行うこと。基本法が定めた肝硬変、肝がん患者への支援策を進めること。
５．　ウイルス性肝炎の治療体制、治療環境の整備、治療薬、治療法の開発促進、治験の迅速化などを図ること。
６．　医原病であるウイルス性肝炎の発症者、死亡者に一時金又は健康管理手当などを支給する法制度を確立すること。
７．　肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見、早期治療につなげる施策を講ずるとともに、ウイルス性肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 12 月 19 日

日　田　市　議　会